

「レコード演奏・伝達権」に関する法制上の論点について

1. 経緯

- 著作権法（以下「法」という。）においては、著作権者に対し上演権・演奏権及び公の伝達権を付与しており（法第 22 条及び第 23 条第 2 項）、公の場において、公衆に対し、商業用レコード又は送信可能化されたレコード（以下「商業用レコード等」という。）として録音された著作物を聴かせる場合（例えば、CD を再生して BGM として直接聴かせる場合や、配信サービスとして公衆送信される音源を受信装置を用いて間接的に聴かせる場合）、利用者はその利用行為に当たり、原則として著作権者から利用許諾を得る必要があり、実態としては、著作権等管理事業者を通じて利用が行われることが多い。
- 一方、実演家及びレコード製作者（以下「実演家等」という。）には、放送・有線放送等における商業用レコード等の利用を除き、商業用レコード等として録音された実演あるいは音を直接・間接に公衆に聴かせる行為に係る権利（以下これまでの通称に倣い『レコード演奏・伝達権』¹という。）が現状設けられておらず、実演家等に対して使用料等を支払う必要はなく、その結果、当該行為に係る実演家等への対価還元は行われていない。
- 「レコード演奏・伝達権」については、現行法の制定時において、実演家等に措置した場合の社会的影響の大きさや、実演家等に類似の権利を認めた「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（我が国は平成元年締結。以下「ローマ条約」という。）の締結国が当時 10 か国程度に留まっていたこと等の事情に鑑み、当分の間、レコードを広く大量に利用する放送・有線放送（以下「放送等」という。）に限定して実演家等の二次使用料を受ける権利を認めることとし、その他は将来の国際的な動向の進展も踏まえて再検討することが適当とされた²。
- 我が国は、これを踏まえ、実演家等の権利として商業用レコードの公衆への伝達における直接使用に係る権利を規定したローマ条約第 12 条に留保を付すとともに、実演家等の権利として商業用レコード等の公衆への伝達における直接・間接の利用に係る権利を規定した「実演及びレコードに関する知的所有権機関条約」（我が国は平成 14

¹ 本資料では、これまでの通称に倣い「レコード演奏・伝達権」と呼称するが、この権利の性格や内容等に関する議論に応じて、今後、適切な名称に整理することが考えられる。（例えば、2.（2）では、この権利を二次使用料請求権とするかどうか等を議論しており、この場合、法律上は複製権や送信可能化権等とは異なる呼称とすることが考えられる。）

² 著作権制度審議会第五小委員会審議結果報告（昭和 40 年 5 月 文部省）

年締結。以下「WPPT」という。) 第 15 条にも留保を付している。

- その後、「レコード演奏・伝達権」については、142 か国・地域で導入される（部分的な導入も含む）に至っており、第 23 期文化審議会著作権分科会においては、店舗等における音楽の利用について個々の店舗での音楽の利用実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることに関する社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性が確認され³、第 24 期においては、権利者における社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討の状況を注視しつつ、これらの課題への解決策について一定の見通しが立った場合には、令和 7 年度以降、本格的に議論を深めることが必要であると確認された⁴。
- また、政府の「知的財産推進計画 2025～IP トランスフォーメーション～」(令和 7 年 6 月 3 日知的財産戦略本部)においても、「アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。」とされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)において「レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。」とされるなど、「レコード演奏・伝達権」の導入について検討を進めることが求められている。

2. 法制度上の枠組みに関する主な論点と方向性（案）

- 「レコード演奏・伝達権」の導入を図る場合、導入に係る課題のうち、権利の性格等の法制的な枠組みについて整理する必要がある。法制的な枠組みに係る主な論点として、以下の点について、どのように考えるか。
- なお、導入に係る課題のうち社会的な理解の醸成や円滑な徴収体制等の課題については、実態を踏まえた検討を重ねる必要があり、国・権利者等に求められる取組や運用上の工夫、利用者への影響の配慮等を含め、政策小委員会等において更に議論されることが期待される。

(1) 「レコード演奏・伝達権」の趣旨について

³ 令和 5 年度政策小委員会の審議の経過等について（令和 6 年 3 月 13 日文化審議会著作権分科会政策小委員会）

⁴ 令和 6 年度政策小委員会の審議の経過等について（令和 7 年 3 月 18 日文化審議会著作権分科会政策小委員会）

○ 「レコード演奏・伝達権」の導入を図る場合、その趣旨・目的等をどのように考えるか。以下のような整理を考えられるか。

- 「レコード演奏・伝達権」はローマ条約及び WPPT において規定されており、これらを踏まえ、現在では 142 か国・地域で導入が図られている。「レコード演奏・伝達権」を導入した場合には、我が国もこうした国際的な制度と調和が図られることとなると考えられる。
- 本来、CD や配信音源等は、個人等の限られた範囲内の利用を前提として提供されるものであり、これを公に聴かせて利益を得ることは想定されていない。しかし、商業用レコード等を公に聴かせる行為は大量に行われ、その利用者の多くはこれによって利益を得ているのに対し、実演家等は何ら権利が及ばず、その利益の一部が還元されていない状況にある。「レコード演奏・伝達権」は、その利益の一部を実演家等に還元する機能を有すると考えられる。特に近年では、利用が増加する音楽配信サービス等⁵は比較的安価に利用できる一方、権利者が得られる対価は限られているなど⁶、音楽の利用形態が変化する中で、「レコード演奏・伝達権」のこのような機能に対する関心が高まっている。
- 現状では相互主義を理由に、「レコード演奏・伝達権」を導入する他国で我が国の実演家等に係る商業用レコード等が利用されたとしても我が国の実演家等に対する対価還元は行われていないところ、「レコード演奏・伝達権」を導入した場合、権利導入を行っている他国から我が国の実演家等への対価還元を期待することが可能となり、ひいては、実演家等の準創作活動、伝達活動の新たなインセンティブに繋がることと考えられる。

(2) 「レコード演奏・伝達権」の性格・内容等について

○ (1) の趣旨等に基づく権利として「レコード演奏・伝達権」の導入を図る場合、その性格・内容等をどのように考えるか。以下のような整理を考えられるか。

(二次使用料請求権とするかどうかについて)

- 法における実演家等の権利に関しては、著作権同様の許諾権(狭義の著作隣接権)に加え、報酬請求権等のいくつかの類型が存在する。「レコード演奏・伝達権」につ

⁵ 例えば、デジタルプラットフォームサービスの利用規約においては私的利用に限ることが求められているにも関わらず、そうした利用条件の範囲を超えて店舗等において音楽を利用している実態もあるという指摘がある。(文化審議会著作権分科会政策小委員会第1回(令和5年11月17日)等参照。)

⁶ 音楽配信サービス等については、いわゆる「バリュー・ギャップ」などの課題が指摘されている。(文化審議会著作権分科会基本政策小委員会第9回(令和4年2月9日)等参照。)

いては、商業用レコード等が本来予定している範囲を超えてその利用の効果が及んでいると考えられるレコードの二次的利用に関して、一定の場合に権利を働かせ、実演家等が対価を享受することを可能とする性格のものと考えられる。

- ローマ条約及び WPPT においては報酬請求権とされており、主要な諸外国においても報酬請求権として導入する例が多い。また、先行して導入されている放送等における商業用レコード等の二次使用に係る実演家等の権利についても二次使用料請求権として措置されている。
- 仮に、「レコード演奏・伝達権」を許諾権として設ける場合、商業用レコード等の利用には基本的に著作物の利用が含まれ著作権者の許諾権も働くことから、その著作権に重畳して、著作物等の伝達を担う者である実演家等の許諾権も働くこととなると、権利処理が複雑化し、かえって著作物の公衆への伝達を阻害するおそれがあると考えられる。
- 以上のことを踏まえると、二次使用料請求権とすることが考えられるか。

(権利の主体について)

- 放送等における商業用レコード等の二次使用料請求権（以下「放送二次使用料」という。）では、放送事業者・有線放送事業者（以下「放送事業者等」という。）は、「当該実演・・・に係る実演家」（法第 95 条第 1 項）及び「そのレコード・・・に係るレコード製作者」（法第 97 条第 1 項）に二次使用料を支払わなければならないこととされている。
- （1）の趣旨等や、ローマ条約及び WPPT は実演家・レコード製作者に権利を設けることとされていることを踏まえると、「レコード演奏・伝達権」の権利の主体についても、商業用レコード等に係る実演家及びレコード製作者に同様に措置することが考えられるか。

(権利の及ぶ範囲について)

- ローマ条約及び WPPT の関連規定、特に WPPT 第 15 条(1)「公衆への伝達のために直接又は間接に利用すること」には、商業用レコード等を直接に利用し公衆が音を聴くことができるようにする場合、例えば CD やダウンロードした配信音源等を機器により再生して聴かせる場合と、商業用レコード等を間接に利用し公衆が音を聴くことができるようにする場合、例えば放送等される CD や自動公衆送信される配信音源等を受信装置を用いて（伝達して）聴かせる場合とが該当するものと考えられる。制度の国際的な調和を前提とすれば、条約に定める範囲を踏まえた権利にすることが望ましく、これらの場合を権利の及ぶ対象とすることは、商業用レコード等の公の

利用の実態とも合致することから、商業用レコード等の「公の再生⁷」又は「公の伝達」に該当する場合、二次使用料請求権が及ぶとしてはどうか。

- 著作権者の演奏権（法第 22 条）及び公の伝達権（法第 23 条第 2 項）について、現状、法第 38 条第 1 項及び同条第 3 項の権利制限規定があることを踏まえると、少なくともこれらの権利制限規定の趣旨に基づいて「レコード演奏・伝達権」の及ぶ範囲も制限する必要があるか。
- その他、「レコード演奏・伝達権」の保護期間については著作隣接権と同一とすることが考えられるか。

（3）「レコード演奏・伝達権」の行使及び二次使用料の調整等について

- 「レコード演奏・伝達権」の導入を図る場合、その行使及び二次使用料の調整方法をどのように考えるか。以下のような整理を考えられるか。

（権利行使の方法等について）

- 放送二次使用料に関しては、法第 95 条第 5 項（法第 97 条第 3 項）において、団体の指定があるときは当該指定団体によってのみ権利行使を可能としている（いわゆる指定団体制）。これは、個々の実演家等が個々の利用者に対し権利行使することや、個々の利用者が支払うべき個々の実演家等を確認して支払いを行うことは、その費用等に鑑み現実的には困難であることから、二次使用料請求権をあたかも一つの包括的権利のように集中的に行使させることで権利行使の円滑化を図る趣旨と解される。「レコード演奏・伝達権」についても、商業用レコード等を再生又は伝達する利用者には多数の者が想定され、その利用目的等に応じて商業用レコード等も多種多様かつ大量に利用されると想定されるため、権利行使の円滑化を図る観点からは、指定団体制を採用することが適切と考えられるか。
- 法第 95 条等の指定団体制においては、団体の指定がある際は、その指定団体によってのみ権利行使可能とし、指定団体による適切な権利行使を担保するため、法第 95 条第 6 項から第 9 項までの規律（団体指定に必要な要件や文化庁長官による監督の仕組み等）が設けられている⁸。「レコード演奏・伝達権」についても指定団体制を

⁷ 法において「演奏」は「著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること…を含むものとする。」（法第 2 条第 7 項）と定義され著作物を前提とすることから、実演やレコードが対象となる「レコード演奏・伝達権」の法制化にあたっては、録音物を再生する行為を端的に捉えて「演奏」ではなく「再生」としてはどうか。

⁸ 法第 95 条第 8 項は「権利者から申込みがあつたときは…その権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する」と規定しており、このことから指定団体が行使する権利はあくまで各権利者から委託等を受けたものに限られることになり、委託等のない権利者の権利については行使する権限がないこととなる。

採用する場合、同様の規律を設けることが考えられるか。

- なお、指定団体制を採用する場合、放送二次使用料については、法的な仕組みを実演家とレコード製作者で全く同一とすることにより、実際の運用において円滑な権利行使に向け指定団体同士が連携することを期待しており、「レコード演奏・伝達権」についても同様に考えてはどうか。また、運用上の課題に広がるが、指定団体においては、十分な利用報告を取得する等して正確な配分に向けて適切に取り組む必要があるのではないか。

(二次使用料の調整について)

- 放送二次使用料に関しては、法第 95 条第 10 項において、毎年、指定団体と放送事業者等又は放送事業者等の団体との協議によって、二次使用料の額を定めるとされている。これは、商業用レコード等の二次使用に係る個々のレコード実演・レコードについての二次使用料額が現実的には算出不可能に近いと考えられることから、個々の放送等事業者ごと、あるいはそれらの団体があるときは団体ごとに、指定団体との協議によって年額を決めることとしたものと解される。また、放送事業者等の団体との協議の場合、二次使用料の支払債務は、可分債務として団体の構成員である個々の放送等事業者等がそれぞれの負担部分について負うこととなると解される。
- 「レコード演奏・伝達権」については、放送等事業者等又はその団体とは異なり、利用者が一義的には特定されず、その数や種別、規模など多種多様な者が利用者になり得るといふ違いがあると考えられる。この場合、そのような多種多様な者と指定団体が個別の協議によって二次使用料の額を決めることは現実的には困難であり、また、利用者の中には事業規模の小さい者等も含まれると想定されることから、指定団体制を採用する場合でも、放送二次使用料とは異なる調整方法とする必要があると考えられるか。
- 著作権等管理事業法においては、著作権等管理事業者（以下「管理事業者」という。）に、利用区分ごとの使用料の額等を記載した使用料規程を定めることやその公表を義務づけるとともに、特定の利用区分に係る使用料額の水準に対する影響力が大きい管理事業者を指定著作権等管理事業者（以下「指定管理事業者」という。）とし、指定管理事業者は、使用料規程について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならない、協議の結果に基づき使用料規程を変更しなければならないとされている。加えて、協議に応じない等の場合には文化庁長官が協議の開始等を命じることができ、協議が成立しない場合には、当事者は文化庁長官の裁定を申請

この点、補償金制度とは異なる。

することができる」とされている。

- 「レコード演奏・伝達権」について指定団体制を採用する場合、上記の指定管理事業者に係る仕組みを参照し、指定団体が行使する二次使用料の額や条件、範囲等について二次使用料規程として定めることを義務づけ、公表して明らかにさせるとともに、利用者側に意見がある場合には、徴収の開始前や開始後に利用者代表等を通じて協議することができるとして、まずは当事者間の協議によって決することを期待しつつ、協議が順調に行われなかった場合や協議によっても解決しない場合は、文化庁が関与し裁定を行うなど適切な調整が行えるようにするといった段階的な仕組みとすることで、権利者と利用者の利害の調整を図ることが考えられるか。
- なお、仮に「レコード演奏・伝達権」が導入され、初めての二次使用料規程が定められる際には、利用者が多数に上ることから、上記の法令で定める二次使用料規程の作成手続に入る前に、当事者間の事前の協議を十分に行う時間を確保する必要があるのではないか。

【参照条文】

- 著作権法（抄）（昭和45年法律第48号）（令和5年法律第33号による改正後の著作権法）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

八～二十五 （略）

2～6 （略）

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。

8・9 （略）

（上演権及び演奏権）

第二十二条 著作権者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

（公衆送信権等）

第二十三条 （略）

2 著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 （略）

3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆か

ら料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4・5 (略)

(商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等)

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。)に録音されている実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。)について放送同時配信等を行うことができる。

2～4 (略)

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作権隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第十六条1(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について適用する。

3 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

4 第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国(実演家等保護条約の締約国を除く。)であつて、実演・レコード条約第十五条(3)の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。

5 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

6 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(以下この条において「権利者」という。)のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足る能力を有すること。

7 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

10 第五項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

12 第六十七条第七項(第一号に係る部分に限る。)及び第八項、第六十八条第三項、第七十条、第七十一条(第二号に係る部分に限る。)並びに第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」とあり、及び第六十八条第三項中

「著作権者」とあるのは「当事者」と、第六十七条第七項第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

- 13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 14 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。)を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。)には、そのレコード(第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

- 2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。
- 4 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

●著作権等管理事業法(抄)(平成12年法律第131号)

(使用料規程)

第十三条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 文部科学省令で定める基準に従い定める利用区分(著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。第二十三条において同じ。)ごとの著作物等の使用料の額
 - 二 実施の日
 - 三 その他文部科学省令で定める事項
- 2 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。
 - 3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その届出に係る使用料規程の概要を公表しなければならない。
 - 4 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。

(管理委託契約約款及び使用料規程の公示)

第十五条 著作権等管理事業者は、文部科学省令で定めるところにより、第十一条第一項の規定による届出をした管理委託契約約款及び第十三条第一項の規定による届出をした使用料規程を公示しなければならない。

(協議)

第二十三条 文化庁長官は、著作権等管理事業者について、その使用料規程におけるいずれかの利用区分(当該利用区分における著作物等の利用の状況を勘案して当該利用区分をより細分した区分についてこの項の指定をすることが合理的であると認めるときは、当該細分した区分。以下この条において同じ。)において、すべての著作権等管理事業者の収受した使用料の総額に占めるその収受した使用料の額の割合が相当の割合であり、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、当該著作権等管理事業者を当該利用区分に係る指定著作権等管理事業者として指定することができる。

- 一 当該利用区分において収受された使用料の総額に占めるすべての著作権等管理事業者の収受した使用

料の総額の割合が相当の割合である場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該著作権等管理事業者の使用料規程が当該利用区分における使用料の額の基準として広く用いられており、かつ、当該利用区分における著作物等の円滑な利用を図るために特に必要があると認める場合

- 2 指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係る利用者代表（一の利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この章において同じ。）から、第十三条第一項の規定による届出をした使用料規程（当該利用区分に係る部分に限る。以下この章において同じ。）に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 利用者代表は、前項の協議（以下この章において「協議」という。）に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。
- 4 文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、当該利用者代表から申立てがあったときは、当該指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。
- 5 指定著作権等管理事業者は、協議が成立したとき（当該使用料規程を変更する必要があることとされたときを除く。次項において同じ。）は、その結果に基づき、当該使用料規程を変更しなければならない。
- 6 使用料規程の実施の日（第十四条第三項の規定により同条第一項の期間が延長されたときは、当該延長された同項の期間を経過する日。次条第三項において同じ。）前に協議が成立したときは、当該使用料規程のうち変更する必要があることとされた部分に係る第十三条第一項の規定による届出は、なかったものとみなす。

（裁定）

第二十四条 前条第四項の規定による命令があった場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、当該使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる。

- 2 文化庁長官は、前項の裁定（以下この条において「裁定」という。）の申請があったときは、その旨を他の当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 指定著作権等管理事業者は、使用料規程の実施の日前に裁定の申請をし、又は前項の通知を受けたときは、第十四条の規定により使用料規程を実施してはならないこととされる期間を経過した後においても、当該裁定がある日までは、当該使用料規程を実施してはならない。
- 4 文化庁長官は、裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
- 5 文化庁長官は、裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。
- 6 使用料規程を変更する必要がある旨の裁定があったときは、当該使用料規程は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

●実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（抄）（1964年（昭和39年）効力発生、1989年（平成元年）公布（条約第7号））

第12条 レコードの二次使用

商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆への伝達に直接使用される場合には、単一の衡平な報酬が、使用者により実演家若しくはレコード製作者又はその双方に支払われる。当該報酬の配分の条件については、当事者間に合意がない場合には、国内法において定めることができる。

●実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約（抄）（2002年（平成14年）公布（条約第8号）、同年効力発生）

第15条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

- (1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
- (2) 締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を配分する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができる。

- (3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。
- (4) この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。